



平成23年4月8日
日本原子力発電株式会社

当社発電所の保安規定の変更認可申請について

当社は、平成23年3月30日付の経済産業大臣からの福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施指示^{※1}、および「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正に従い、当社発電所（東海第二発電所、敦賀発電所1、2号機）に関する保安規定^{※2}の変更認可申請を本日、経済産業大臣に提出しましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

【保安規定の変更概要】

電源機能等喪失時^{※3}の体制の整備に関する措置として、原子炉施設の保全のために活動する要員の配置、訓練、電源車やポンプ、ホースなどの資機材の配備に関する計画の策定、計画に基づく活動の実施、および活動に関する定期的な評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じることを新たに保安規定に記載した。

当社は、引き続き、安全を最優先に、皆様に安心していただける発電所を目指し運営にあたるとともに、今回の福島第一原子力発電所における事故を踏まえて、必要な対策を速やかに実施し、発電所の安全保に万全を期してまいります。

- ※1 実施指示 : 「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）」
(平成23・03・28原第7号)
- ※2 保安規定 : 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを事業者が定めたもの
- ※3 電源機能等喪失時 : 津波により、交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備、および使用済燃料貯蔵プール等を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合

<添付資料>

保安規定の変更内容

以 上

問合せ先：日本原子力発電株式会社
広報室 荻野・椎名
TEL：03-6371-7300

保安規定の変更内容

以下の条文を新たに追加しました。

東海第二発電所

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第17条の2 総務グループマネージャーは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項の計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1}、ポンプ^{※2}、ホース及びその他資機材の配備
2. 各マネージャーは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3. 各マネージャーは、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、総務グループマネージャーに報告する。
総務グループマネージャーは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。

※2：ポンプとは、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は可搬式動力ポンプ設備をいう。

敦賀発電所1号機

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第17条の2 総務グループマネージャーは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵池を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項の計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1※2}、ポンプ^{※2※3}、ホース^{※2}及びその他資機材^{※2}の配備
2. 各マネージャーは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3. 各マネージャーは、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、総務グループマネージャーに報告する。
総務グループマネージャーは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。

※2：1号及び2号炉共用。

※3：ポンプとは、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は可搬式動力ポンプ設備をいう。

敦賀発電所2号機

(電源機能等喪失時の体制の整備)

第82条の2 総務グループマネージャーは、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号に掲げる事項の計画を策定し、所長の承認を得る。

- (1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - (2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - (3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1※2}、ポンプ^{※2※3}、ホース^{※2}及びその他資機材^{※2}の配備
2. 各マネージャーは、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3. 各マネージャーは、前項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、総務グループマネージャーに報告する。
総務グループマネージャーは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。

※2：1号及び2号炉共用。

※3：ポンプとは、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は可搬式動力ポンプ設備をいう。

以 上